

## 第80回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

平成31年3月29日（金） 16時00分～17時00分

### 2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

### 3 出席者

（委 員） 大森会長、高木委員、田中委員、友常委員、能勢委員  
（防衛省） 室伏服務管理官

### 4 議 事

#### (1) 開会の辞

- 大森会長 只今より「第80回自衛隊員倫理審査会」を開催します。  
各委員におかれましては、ご多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。  
ます。

#### (2) 第79回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 大森会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。  
議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。  
お手元の資料2「第79回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしてありますので、ご質問又はご意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 大森会長 それでは、議事録につきましては、特段のご意見もないようなので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

#### (3) 平成30年度自衛隊員等倫理週間について

- 大森会長 議題の2番目は、「平成30年度自衛隊員等倫理週間の実施結果について」です。  
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 お手元の資料3、4、5に基づいてご説明いたします。  
まず、資料3をご覧ください。  
本年度の自衛隊員等理週間につきましては、昨年12月1日から7日まで実施しました。  
実施項目は、倫理に関する教育と広報・啓発活動でございまして、詳細は資料に記載の通りでございます。  
2頁にあります、週間中のホットラインの対応状況は4件、内容については、①著述に

対する謝礼、②利害関係者との飲食、③利害関係者からの飲食物の提供、④物品等の贈与の4件がありました。

この週間中に限らず、ホットラインへの相談が多く寄せられておりますが、より浸透するよう、引き続き周知活動を行ってまいります。

次に、資料4「平成30年度自衛隊員等倫理週間講演終了後アンケート集計結果」でございますが、講演の感想としまして、全体の98.3%（昨年度93.6%）が「面白かった」「わかりやすかった」「ためになった」となっております。今後、聴講してみたい内容としては、「実際の事例・実例について」や「大手企業のコンプライアンスについて」といったものがございました。

2番の「倫理法・倫理規程の禁止行為を厳しいと感じることはありますか？」については、全体の81.4%（昨年度75.2%）が厳しいとは感じていない回答となっております。

次の頁、3番の「厳しいと感じる禁止行為」については、利害関係者訪問時の車での送迎禁止や利害関係者であるOB隊員との旅行等の禁止が多くなっております。

その他の意見として、部外の協力団体等との間での関係悪化を懸念して、割り勘や受取拒否する断り方で苦勞したとの意見もありましたが、このような点につきましては部外者用のパンフレットの活用を進めていきたいと考えております。

4番の「倫理法・倫理規程に関する問題について判断に迷うこと」については、昨年度と同様に飲食の提供について判断に迷うことが多いとの意見が多くありました。

また、その他の意見としましては、教育資料などの事例に無いケースの判断に迷うときがあるとの意見がありました。

今回のアンケートの結果につきましては、今後の教育資料等に活用していきたいと考えています。

次に、資料5をご覧ください。

今年度の倫理週間の新たな実施事項として、本省及び防衛装備庁の内部部局を対象としてeラーニングを実施しました。その結果についてご説明します。

まず、3の集計結果ですが、対象者全体の87.8%が実施しており、その正答率につきましては、指定職が76.6%、部員相当以上が95.5%、一般隊員が90.9%となっております。正答率の差につきましては、それぞれの役職に合わせた異なる設問となっていることから、それぞれの難易度の関係が、差が生じている一つの要因と思われます。

次に、4の評価についてですが、指定職につきましては、全体として倫理規定で認められている基準よりも厳しく解釈した結果として不正解となっている回答が多い結果となりました。こちらにつきましては、直ちに違反には結びつかないものと考えられますが、他方で、「国会議員などが同席する利害関係者以外の者からの複数回の飲食等の提供」については、昨年他省庁で問題になった事例に該当するにもかかわらず、一部の者が不正解となっております。

次に部員相当以上につきましては、全体として良好な結果と思われませんが、「職務と

して訪問する際の利害関係者からの車両の送迎」については、比較的正答率の低い（約 89%）結果となっております。

次に一般隊員につきましては、こちらも全体として良好な結果と思われませんが、「採用されたときの上司で利害関係者であるOBからの出産祝い金の受領」については、正答率の低い（約 66%）結果となっております。

最後に5の今後の改善点になりますが、今回の結果を踏まえまして、特に正答率の低かった設問については、教育資料の中で明示し、一層の注意を促すなどの措置を行いたいと思います。ご説明は以上でございます。

○ 大森会長 ありがとうございます。それでは「平成30年度自衛隊員等倫理週間の実施結果について」の説明内容に対するご質問、ご意見を頂きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 委員 2点ございます。

1点目は、先般、自衛隊の基地の視察に伺わせていただきました。その際にお忙しい中お時間をとっていただきまして、基地に勤務されている自衛官の方から、普段のお困りの点や倫理に関する事など、いろいろお伺いしてまいりました。その席でお伺いしたところによりますと、現場の方でも倫理規程に関する理解がかなり深まっているということで、あまりお困りではないというふうなご回答が多かったと思います。また、取引先の方にも、だいぶ周知されているというふうにおっしゃっていただきまして、ここ十何年の間に、皆様のご尽力のおかげで、倫理規定というものの理解が非常に深まっているというふうに感じました。この倫理週間のいろいろなアンケートの結果もそれを裏付けるようなものであるというふうに考えております。是非、引き続き現場の声を採用していただき、アンケートの結果をこのようにフィードバックしていただき、より一層の現場の理解の深化に努めていただければというふうに思っております。ちょっと付言しますと、その際に、一人の自衛官の方から、どうしても事例の集積で判断するしかないので、事例をできるだけ多く教えていただきたいという声があったので、サービス管理官以下ご同行いただきましたので、すでにご承知のことと思いますが、その点について一言付言させていただきます。以上が1点目の意見となります。

もう一点は、このアンケートの中に書いてあることですが、アンケートの資料4の講演に対する感想の1つ目に、若い方にも聞かせてあげたいと、幹部だけでなくすべての隊員に聞かせてあげたいというような感想が書いてございます。私当日、所用がございまして残念ながら出席できなかったのですが、大変好評だったということですので、何か出席できなかった方にも、先生のご了解を得てということになりましようけど、こういう内容、あるいは概要をお伝えするような場があればよろしいなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

○ サービス管理官 今、御指摘いただいた2点でございますが、事例集の充実につきましては、私共もそういった問題意識を持たせていただいているところでございますし、現場から聞いたお話としては、企業訪問の際の、例えば相手の企業・工場の敷地内での送迎も送迎にあたるのかといったような、そこは別に規制のかかるところではないですと

いうことはご説明申し上げたところですが、そういった、意外とまだ正確にわかっていないところもあろうかと思しますので、こういうことはできるのだということも含めて、事例の方、充実させていきたいと考えております。

2点目の講演内容のその他の者への共有の仕方につきましては、先生との関係もございまして、事務局の方で、検討の上、可能な範囲でいろいろと取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 大森会長 ありがとうございます。他に何かございますか。
- 委員 わたくしはじめて見学の機会をいただきましてありがとうございました。先生おっしゃったとおりで、皆さん非常に倫理について実務的にも理解され、日ごろ意識されているということ、徹底されているということはわたくしも感じました。先ほどいろいろな事例を周知していくというお話で、そのとおりやっただけならばと思いますが、敷地内の送迎の中で一つ、悪天候で横殴りの雨で、雷が鳴る中で、傘をさしてというあたりはですね、もし臨機応変に、業務上の安全とか、そういう常識の範囲で先方が好意で手配してくださるということであれば、こういった範囲であれば、現場で判断してよいという、線引きもわかればより良いのかなと、ちょっと感じた次第です。以上です。
- 服務管理官 今、御指摘いただきました悪天候の際に身の危険がというような場合ですと、例えば敷地外はというところがあるかと思いますが、基本的には敷地外にはやはり公共交通機関が利用できる環境に無いとかですね、それを提供してもらった車両なりを使う合理的な必要性がある。という場合には認められるというふうに考えております。ただどういう場合にできるのかというのは、やはり個別の事例でご紹介した方がわかりやすいかなと思しますので、一定の線引きになるか、具体的な事例をいくつかやるかというのは検討させていただいたうえで、できることはできると明確化できるような事例集での反映をしていきたいというふうに考えております。
- 大森会長 ありがとうございます。他に何かございますか。それでは他にご質問、ご意見等がなければ、平成30年度自衛隊員等倫理週間の実施結果については、以上とします。

#### (4) 平成30年度第3四半期贈与等報告書について

- 大森会長 議題の3番目は、「平成30年度第3四半期の贈与等報告書」の審査についてです。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「平成30年度第3四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 それでは、お手元の資料6「平成30年度第3四半期贈与等報告書総括表」を使用してご説明いたします。

件数の合計は318件、前年同期比では22件増となっており、主に供応接待等が増

加しております。

基因・機関等別の件数でございますが、海上自衛隊の89件が最多となっております。  
贈与等報告の内容についてご説明いたします。

物品等の贈与について、ご説明いたします。

1番から12番までは、外国政府や利害関係のない事業者などから、儀礼的な趣旨で酒類などを受領したものです。

13番は、基地所在の社会奉仕団体から創立記念にかかるパーティー招待券の贈与を受けたものです。

14番から22番までは、利害関係のない部外協力団体などから、海賊対処行動や災害派遣に対する激励品として受領したものであります。隊員一人あたりの単価を見ますと、数百円程度となっております。

供応接待について、ご説明いたします。

23番は、企業が主催する儀礼的な趣旨のパーティーにおいて、飲食物の提供を受けたものですが、契約関係があることから「利害関係あり」となっております。

この会は、立食形式で実施されており、参加者は、国会議員、他省庁関係者や大学教授等の257名が参加しております。

24番は、利害関係のない一般社団法人が主催するセミナーに参加し、飲食の提供を受けたものです。

参加者は、国会議員、地元自治体首長等の47名が参加しております。

25番及び26番は、外国の国家安全保障のためのシンクタンクが主催する国際会議で飲食の提供を受けたものです。

27番から32番は、各国の大使館などが主催する意見交換会などで飲食の提供を受けたものです。

33番から9ページの46番までの14件は、企業の創立20周年記念祝賀会における飲食の提供及び記念品の受領となります。

33番から35番までの者については、契約の調達要求元などとなっていることから「利害関係あり」となっております。

この会は立食形式で実施されており、参加者は、国会議員、外国政府関係者、他省庁関係者などの300名が参加しております。

47番から73番までの27件は、企業の創立30周年記念祝賀会における飲食の提供及び記念品の受領となります。

47番から65番までの者については調達要求元などとなっていることから「利害関係あり」となっております。

この会は立食形式で実施されており、参加者は、主催者の関連企業や新聞社などの81名が参加しております。

74番から76番までは、企業の「お客様感謝の会」において、飲食物の提供を受けたもので、契約関係があることから、「利害関係あり」の者がおります。

この会は、立食形式で実施されており、参加者は防衛省職員のほか、他省庁関係者、

主催者の関連企業等の約1,000名が参加しております。

77番から140番までの105件は、利害関係のない一般社団法人が主催する海賊対処活動に対する感謝の集いにおける飲食の提供となります。

この会は、現地において2回、日本において1回開催されております。

現地における1回目については、着座形式で実施され、派遣部隊の隊員等、報道関係者、一般社団法人の23名が参加しております。

現地における2回目については、立食形式で実施され、派遣部隊の隊員の他に、日本大使館、独立行政法人、報道関係者などの325名が参加しております。

日本においては、立食形式で実施され、防衛省職員の他、国会議員、関係省庁職員など324名が参加しております。

182番及び183番は、企業が主催する感謝の会における飲食の提供となります。

この会は立食形式で実施されており、参加者は、他省庁関係者などの約100名が参加しております。

次に、著述に対する謝礼について、ご説明いたします。いずれも利害関係のない者からの謝礼となっております。

184番から204番までは、部内の私的サークルが発行いたします機関誌への著述です。

205番から226番までは社団法人や財団法人、新聞社、出版社、NPO法人からの依頼による著述となっております。

227番から233番までは、出版された書籍等による印税を出版社から受領したものととなります。

いずれも利害関係のない者からの印税となっております。

監修等に対する謝礼について、ご説明いたします。

234番及び235番は、新聞社等が発刊する書籍等の監修に対する謝礼となっております。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

236番から、255番までは、利害関係者である企業からの報酬となります。

防衛医科大学校の教授等は、薬剤や医療機器の調達に意見を述べることのできる権限があることから、「利害関係あり」となっております。

これらについては、事前に倫理管理官等の承認を得ており、金額も基準の範囲内となっております。

256番から、315番までは、社団法人・財団法人・医療法人、地方自治体や公的機関、大学、学校法人、企業やNPO法人からの依頼による講演となっております。

なお、平日に講演を行う際は年次休暇やフレックスタイム制の利用により勤務時間外で講演を行っております。

次に316番はテレビへの出演等に対する謝礼となっております。

最後に、報告遅延2件について、ご説明いたします。

1件目は、着任に伴い、利害関係のない者から、儀礼的な趣旨で酒類を受領したもの

について、本人は本来の提出期限に間に合うように担当者に指示したものの処置がされていなかったもので、その後提出されていないことに気づき提出されたものです。

2件目は、災害派遣に対する激励品を受領したのになります。本件についても、本人は本来の提出期限に間に合うように担当者に指示したものの、担当者が、一人当たり百数十円程度で5,000円を超えていないことから、報告の必要はないと誤った判断を行ったため処置がされていなかったもので、12月の倫理週間における教育により提出漏れであることに担当者が気づき提出されたものです。

本件につきましては、2件とも自ら贈与等報告書を提出していること、それぞれ報告遅延は本件が1回目であることを総合的に判断すると、特に悪質性があるとは考えられず、委員の皆様からご異論がなければ、今回の件につきましては、注意喚起を行って再発防止を図るということで、懲戒処分は行わないという対応にはいかがかと考えております。

贈与等報告の説明は以上でございます。

- 大森会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 委員 一番最後の件ですが、隊員数に対して、一人当たりいくらという数字と、それから単価いくらという数字と、数字が2つありますが、これはなぜでしょうか。
- 服務管理官 これは200本いただいて、参加隊員数で割り算をした結果、実際の単価とは異なりますが、計算上では一人当たりいくら相当となりますということでございます。
- 委員 こういった単価というものを、その都度決めるのではなく、全部定価扱いのような形にはできないでしょうか。
- 服務管理官 その件につきましては、次の議題の方でご議論いただきたいというふうに考えております。
- 委員 235番の監修料ですが、これが今回一番高いものになるかと思いますが、監修にかかった時間が50時間で、1時間あたりは八千円程度と考えればよろしいでしょうか。
- 服務管理官 さようでございます。
- 大森会長 他にございませんか。
- 大森会長 他にご質問、ご意見等がなければ贈与等報告書の審査は、以上とします。

#### (5) 激励品の贈与に係る検討について

- 大森会長 続いて、最後の議題は、「激励品の贈与に係る検討について」です。それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 それでは、お手元の資料7「激励品の贈与に係る検討について」を使用して説明いたします。

まず、1番目の目的につきましては、前回の審査会におきまして、激励品の贈与の手

続きに関し、現地の部隊で負担となっているなどの実態がどの程度あるのか、また負担を減らす方法を検討してもいいのではないかとのご意見を頂いたものを受けてまとめたものとなります。

続いて2番目の従来の考え方ですが、現場で消費できるものであるとか、直接部隊が受領することなどとされており、総額が5千円を超える場合には、すべて贈与等報告書を提出することとなっております。

今回、現場の状況を把握するため、災害派遣活動に支障が出ていないかなどを中心として、部隊で激励品受領に関わった担当者に直接アンケート調査を行いました。

結果としましては、まず「受領を断ったことがあるか」という質問に対しては、約6%の者がいると回答しており、その理由としては、隊員の数に比して数量が少なかったなどの回答がありました。また、断る際に生じた支障については、関係悪化が懸念されたとの回答がありました。

続いて、「激励品受領で支障はあったか」という質問に対しては、約12%の者がいると回答しており、その具体的な内容としては、事前の調整も無く突然持ち込まれたとする回答が多くありました。

続いて、「受領後に支障はあったか」という質問に対しては、約13%の者がいると回答しており、その具体的な内容としては、配布に時間や労力を要したとする回答が多くありました。

続いて、「贈与等報告書作成で支障はあったか」という質問に対しては、約13%の者がいると回答しており、単価の確認や推定に苦労したとの回答が多くありました。

最後に、「その他の意見や要望」につきましては、贈与等報告書の簡素化又は省略を求める声が9件上がっており、他方、負担は無かったとする回答も4件ございました。

続きまして、アンケートの結果を踏まえまして、検討案として、事務局より3点ほど提示させていただきます。

まず1つ目の案につきましては、「一定の品目につきまして、贈与等報告の対象外とする」案となります。

対象の品目については、過去の激励品で受領した実績が多く、単価についても100円前後の安価なもの、例えば、栄養ドリンクや500ml入りの水、無地のタオルなどが考えられます。

本案は報告を要しないものを設定することにより、手続きの負担を無くすものですが、考慮事項としては、5千円を超える贈与は報告を必要としている倫理法との関係で整理が必要であること、また、一般職においても、報告を要するものとされていることから、考え方の整合性について整理が必要となります。

続いて2つ目の案につきましては、「特定の激励品について、標準単価を設定する」案となります。

対象の品目については1つ目の案と同様に、栄養ドリンクなどが考えられます。

本案は、アンケートの回答にも、単価の確認などに苦労したとありましたが、その負担を軽減する案となります。考慮事項としては、実際の単価と若干の乖離が発生する可

能性があります。

最後に3つ目の案につきましては、「写真による報告を認める」案となります。

本案は写真をもって報告に代えることにより、手続きの負担を軽減するものです。考慮事項としては、写真データの取り扱いに係る手続きが必要となります。

激励品の贈与に係る検討についてのご説明は以上でございます。

- 大森会長 ありがとうございます。先ほどの委員からのご意見は2つ目になるでしょうか。検討案でいくと、特定の激励品については標準単価を設定する案となりますが、これはどのくらいの乖離が発生するのでしょうか。
- 服務管理官 ページをおめくりいただきまして、資料の参考1で、これまでに報告のあった激励品の受領の実績となっておりますが、例えば、176件いただいている栄養ドリンクが一番多く、平均単価としては120円です。他方で、最小単価は57円、最大単価は205円となっておりますので、80円程度の乖離が生じる可能性があります。他のものにつきましても、単価がそもそもそれほど高くないものなので、乖離があるといっても、数百円程度だとは思いますが、そういった差は多少出てくると思います。そこは手続きの簡素化と報告の透明性とのバランスをどのあたりでとるかという判断の問題と考えております。
- 委員 この最大単価と最小単価というのはどのようにして算出されたのでしょうか。
- 服務管理官 これは過去に報告をうけたものを集計しておりまして、その中で一番高い単価があったものと安い単価があったものを書いております。
- 委員 例えば一般的に自衛隊内で販売している値段に統一してはだめでしょうか。
- 服務管理官 そういう考え方もあろうかと思われまして、こういった実績ベースでの平均値をとるという考え方もあるのではないかと思います。ご検討、ご議論いただく際には、どちらがよいのかという部分も含めてご議論いただければと思います。
- 大森会長 一つ目の案の一般職の考え方との整合性について、もう少し詳しくご説明をいただけますか。
- 服務管理官 防衛省自衛隊の方でこの激励品の取り扱いをどうするかというのを検討した際に、一般職の倫理審査会の事務局の方に問い合わせをさせていただいたところ、一般職でもそういう例が無くはないらしいのですけれども、その際には基本的に代表者の方が、五千元を超える報告をしてくださいというのが、一般職での考え方であるということでございます。
- 委員 それは合計金額を報告するのでしょうか。
- 服務管理官 合計金額が五千元を超える場合になります。
- 委員 その計算方法については、特に標準単価などを使用しているのでしょうか。
- 服務管理官 そこは情報収集不足でございます。
- 委員 おそらく一般職はそんなに例は多くないでしょうね。自衛隊がやはり多いということだと思います。やはり贈与等報告というのは、民間の事業者との間でやりとりがあった場合に透明性を確保しておきましょうという趣旨からすれば、個人の意見に

なりますけれども、やはり一番目の案の対象外とするとまではやりすぎかなという感じは若干しています。あと、単価の最大最小で結構幅がありますが、ペットボトルでもどれぐらいの容量のものかななどでしょうか。

- 服務管理官 たとえばスポーツ飲料や水ですと、500ml で統一して集計しているものになります。
- 委員 では大丈夫ですね。タオルにしても、普通に買えば百円くらいのをまとめて買っている訳だから、百円まではいかないなどあるかもしれないですし、設定自体はなかなか難しいとは思いますが、アンケートの結果を見ても、それほど多いわけではありませんが、何割かの人たちは、単価の計算で苦しんでいますと。
- 服務管理官 やはり贈与をいただく相手に確認するのはなかなかしづらいものがあるという声も聞いておまして、そういうことを考えますと確かに単価は自動設定というのは一つの考え方かと思います。単価の問題につきましては、共通単価にするのであれば、どの範囲までということもご議論いただいてもよろしいのかと思っておまして、今この参考1でつけさせていただいておりますのは、過去いただいた激励品で上位12位、その他のジュースをいれますと12位までですが、例えばここでいうフェイスシートなどは、件数としては2件とか4件でそんなに多くはないですけれども、もし標準単価を設定するのであれば、したほうがいいのかというところは、委員のご意見をお伺いしたいというところがございます。
- 大森会長 案3の写真による報告を認めるというのは、これはどういうことでしょうか。
- 服務管理官 参考の2で付けさせていただいておりますけれども、例えばこちらは海上自衛隊の艦艇と思いますけれども、こういった写真で撮ったことがあると。すべての部隊でこういうことができるわけではないそうですが、比較的艦艇はこういった写真を使って報告するということができる要員というか広報用の要員などが撮影するケースがありまして、それをサンプルでいただいたものですが、これですと大体何箱あるかというのは確認できたり、コーヒー豆でしたらこんな感じですかということを写真に写すということではできます。他方で、いつもらったのかとか、誰からもらったのかというのはやはりそれは報告には入れた方がいいのかなという感じはするところだとは思いますが。
- 大森会長 データ処理は大変でしょうね。
- 服務管理官 たとえばSDカードなどのメディアを役所の使っている端末に挿す場合に手続きが必要になるなど、現状としてはそういう手続きなどがあります。
- 委員 激励品に関しては、防衛省自衛隊の通信網を使わなきゃいけないのかということがあるかと思いますがいかがでしょうか。
- 服務管理官 これも贈与等報告の一部となりますが、行政文書なりそういったデータになってしまって、一般回線をどこまで使えるのかというところは難しい点としては出てくるのかなと考えます。
- 委員 いずれにしましても自衛隊という組織自体が有事想定ですよ。そうすると

一般回線が生きているのであれば、特にこの災害派遣のときは、必ずしも断線しているわけではないですよ。

- 服務管理官 激甚災害であれば別ですけども、通常の場合にすべて一般回線が使えないというわけではないと考えます。
- 委員 有事を考えると、他の情報で回線が混み合うのではなからうかと思えます。そうすると最初からこの手のデータは一般回線を使用した方がいいと思えます。
- 服務管理官 まさに業務上のデータというものを例外的にどう扱えるのかという制度的なところも含めて考えた方がよろしいのかと考えます。
- 委員 特に自衛隊の本来の任務を考えるとやはり回線の件というのが、こういう激励品の件で使用して良いのかという気がします。
- 大森会長 もし本当に激励品について写真による報告を認めるということになると、この報告が正式な文書の資料になるので、そうするとまさにおっしゃるように行政文書の一つなので、それを民間の回線で扱って何かあったときには大変なことになるという整理ですね。
- 服務管理官 これまで基本的にそういったものをあまり扱ってこなかったのは、おそらくそういうことだと思いますが、そういったことをどのように考えるかと。
- 委員 有事のことを考えたら、激励品のデータまで防衛省自衛隊の回線を使用して大丈夫ですかと逆に思いますが。
- 大森会長 おっしゃるとおり、まさにそれが出発点でこれが本来の任務に差し障りがあるかどうかというのが論点ですから、ただ手続きが必要になるというのは、将来変えるかどうかは別として、今の制度では間違いないので、あとはウィルスですよ。もし何か入っていた場合に、挿したときにシステム全体がということですよ。
- 服務管理官 そういう観点でみているところもあります。
- 大森会長 ありがとうございます。
- 委員 1点、この単価の計算みたいなものを簡略化して、むしろ単価を書かなくても、ものが何本きたというぐらいでもいいかなと私は思っているのですけども。あと本音を言えば、一般職との整合性があるのでしょうかけども、災害時の激励品、それもその場で消費され皆さんに配布されるような場合というか、こういうときのこういったものという整理で何か特別な例外ルールを作って、簡略化してもいいのかなという気はあります。ただでさえ災害派遣ですので、他の重要な任務を負って皆さん行かれている訳なので、そこが今までの取り組みの積み上げと、そういうことができるかというところは議論があつていいかと思うのですが、やってみて実態が把握できてこういったものが多いなどの分析の元に、そんなに疑義を生じないだろうと判断して解除するか、そういうこともあるのかなと思うのですけども、個人的な意見です。
- 委員 私もそこは賛成で、ちょっと進んだ考え方かもしれませんが、目的と、実際に災害派遣をされているときの隊員の方の状況、あるいは贈ってくださるかたのお気持ち、そういうことを考慮すれば、これは例外という形で、何か規程を設けるかどうかは整理が必要ですが、一般職の場合とは違う例外ということも認めても、おそらくは、品



論があったかとは思いますが。

- 大森会長 ありがとうございます。いろんなご意見をいただきましてありがとうございました。それぞれの委員の意見をふまえますと、まず標準単価を設定することについては、それほど難しくないような気がしますので、どういう単価を設定するかについては、考えていただいてお願いをしたいと思います。それから委員からありました、例外にしてもいいのではないかということですが。
- 委員 ちょっと難しそうですね。
- 大森会長 委員がおっしゃるように、どうしても法律の最初の出だしが透明性確保というところにあったものですから、非常に厳しめに作ってあるということで、ただ、こういうことを立法の時に予定していなかった可能性もあるので、そういう意味では引き続き検討していただいて、もし解釈や運用でそれができるのであれば、さらに検討していただくということで、今回は是非、第2番目の単価をまずは設定していただくと、それから一つ目のものを継続的にもう少し調べていただくということでどうでしょうか。よろしゅうございますか。
- 委員 意見無し。
- 服務管理官 それでは会長からのご提案を踏まえまして、事務局の方でまずは標準単価をどこまでやるのかということにつきまして、例えばこの受領実績にあるようなもの、1番の栄養ドリンクからフェイスシートなり、その他のジュースまでも結構なですが、そのようなものであれば、例えば平均単価を使うか、または一般的自衛隊が自衛隊内で購入するときの価格のいずれかの範囲で標準単価を設定するような考え方でよろしいでしょうか。
- 大森会長 たぶん一律に決めた方がいいと思います。どちらかの単価を使うとかではなくて、一つに決めて。
- 服務管理官 わかりました。おそらく災害派遣につきましては夏の時期に水害等も予想されますので、その前にはなんらか周知を始めたいというふうに考えております。具体的な標準単価につきましては、事務局の方で検討させていただいて、個別にご連絡ご相談させていただいたうえで、現場の方に通知なりの形で、出すようなそういった形の処置の仕方でよろしいでしょうか。
- 委員 一般的に自衛隊内で販売している値段であれば、現場の方がいちいち調べなくても、その価格を教えてくれというだけで済むのではないかと思うのですが。
- 大森会長 逆に決めてしまえばそれもしなくて済みますから。
- 委員 現場の方は、もらった品物がいくらなのかわからないですよね。
- 大森会長 単価をリスト化して、これはもういくらというリストを作るということ。
- 委員 受け取ったときに固有名詞が付いていて、たとえば栄養ドリンクなんかはいろんな種類ありますよね。
- 服務管理官 標準単価の考え方は例えば栄養ドリンクであれば一律にいくらと。商品が何であろうが百いくらですということかと思えます。

- 委員 そこまでやるわけですね。わかりました。
- 大森会長 他にございませんか。
- 委員 基本的にはやはりデータのやりとりとなると倫理だけに限らず他のことも含めてデータの使用量は現場レベルではとんでも無い量になってしまうかと思いたいで、できれば一般回線のこともお考えに入れていただければと思います。
- 服務管理官 その点につきましては、広く意見を聞いていきたいと考えております。
- 大森会長 どうもありがとうございました。

**(6) 議題の採択等について**

- 大森会長 それでは、本日審議されました「第79回自衛隊員倫理審査会議事録」及び「平成30年度第3四半期の贈与等報告書」これは遅延2件を含むものですが、各委員に承認をいただきたいと思いたいますので、サイン又は押印をお願いします。

**(6) 閉会の辞**

- 大森会長 次回のスケジュールにつきましては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思いたいます。  
以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。  
本日は、ご熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。